

おしえて
保育コンシェルジュ！

妊娠中・育児休業中の方の保育施設等
入所申込みについてお答えします。



保育コンシェルジュ資料
戸田市役所保育幼稚園課 令和7年10月発行



令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする、育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わりました。「戸田市の保育施設等入所の手びき」に記載されているとおり、入所選考（利用調整）のうえで不利になるような内容の相談は一切受付しておりません。

また、育児休業制度及び育児休業延長に必要な手続きについては、お勤め先またはお近くのハローワークへお問い合わせください。

これまでの、保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する「入所保留通知書」等により育児休業延長の要件を確認していましたが、令和7年（2025年）4月より、これまでの確認に加え、保育所等の利用申込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

※2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、**保育所等の利用申込書の写しが必要となります。市区町村に保育所等の利用申込みを行う際は、必ず申込書の写し（電子申請で申込みを行った場合は、申込み内容を印刷したもの、または、申込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**
(厚生労働省ホームページより引用)

妊娠中の方、育児休業中の方からの「よくある質問」をQ&Aでご紹介します。

Q 出産要件で入所申込みをしたいのですが。

A・・・産前6週（多胎児は14週）開始日を含む月の1日～出産日の翌日から数えて産後8週終了日を含む月の末日までが保育の利用期間となります。

申込みには、母子健康手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載部分）が必要になります。

また、出産後には、母子健康手帳の出生証明書のコピーを提出していただきます。

Q 育児休業給付金の支給対象期間の延長要件について教えてください。

A・・・①あらかじめ市区町村に対して保育利用の申込みを行っていること

②速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること

③子が1歳に達する日の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

※①～③すべてを満たす必要があります。



Q まだ産まれていませんが保育園入所申込みはできますか。

A・・・保育施設等入所のでびき内に「保育利用年齢早見表」がありますので、予定日を基準に8週から受け入れ可能な入所月をご確認ください。

(※小規模保育施設・ぱすてるはうす：生後43日～

・チャイルドルームりとりすたあ：生後45日～受け入れ可)

Q 「保育施設等に入所できなかったことを証明する書類」(保留通知書)は発行できますか。

A・・・戸田市では、保育施設等の利用が保留になった方には「保育施設等利用保留通知書」を申込み時、初回のみ交付しています。必要な方は、毎月の申込み期限までに保育施設等の申込みを行ってください。

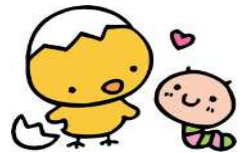
Q 第1子が保育園利用中に第2子を妊娠しました。第1子は保育園に通い続けることはできますか。

A・・・産後8週経過後、下記の状況により異なります。

○即就労復帰する → 継続通園が可能です。

○即就労復帰しない → 退所となります。

○育児休暇を取る → 就労証明書で育児休暇取得の確認が取れた場合、継続通園が可能です。 ※就労証明書と状況変更届の提出をお願いいたします。



Q 申込後に、「入所できていない証明」が必要となったが発行可能ですか。

A・・・保育施設に空きがなく保留となられた方には、初回のみ「保育施設等利用保留通知書」を発行いたします。翌月以降も入所できていない証明が必要な方は「保育施設等の利用状況証明申請書」を戸田市役所保育幼稚園課に提出していただければ、後日発行することが可能です。発行まで3営業日程度かかります。

※証明月において申込みが継続している必要があります。

Q 育休復職のタイミングについておしえてください。

A・・・一般には、育児休業は誕生日前日までとなり、お子さんの誕生月に入所申込みをされる方が多いです。また、空き状況(戸田市のHPに毎月1日更新※最終更新月は12月)を見て、育児休業を早めて申込みをされる方もいらっしゃいます。

育児休業からの復職日は、お子さんの保育所利用開始翌月1日までとなっております。

復職日については、事前にお勤め先と相談されておくといいですね。

利用開始月翌月15日までに就労証明書を提出していただきます。

戸田市では「保育コンシェルジュ」による子育て相談や、保育施設利用にあたっての保育サービスの情報を行っています。さまざまなニーズに寄り添い、思いを共有しながら子育てを応援させていただいております。保育コンシェルジュ直通電話がありますので、お気軽にお問い合わせください。

★保育コンシェルジュ 相談予約直通電話 048-443-5611 ※予約の方が優先となります。

★日時:月曜日～金曜日 9時～12時・13時～17時(12時～13時・土・日・祝日・年末年始を除く)